

藤沢市都市公園条例の一部改正について

藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2011年（平成23年）9月1日提出

藤沢市長

海老根 靖典

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例

藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第6秋葉台公園の卓球技場の項一般の項中「1800円」を「2500円」に改める。

別表第8に次のように加える。

神台公園

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。ただし、別表第8に神台公園の項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

3 指定管理者は、この条例の施行の日前においても、改正後の別表第6の規定による同日以後の利用料金を定め、当該利用料金を徴収することができる。

提案理由

この条例を提出したのは、秋葉台公園球技場を人工芝に改修することに伴いその利用料金を見直し、及び神台公園の管理を指定管理者に行わせるため、所要の改正をする必要による。